

## プラザ及び地区プラザ設置運営要綱

社団法人鹿児島県工業倶楽部

(プラザ及び地区プラザの設置、目的及び構成)

- 第1条 この法人の会員相互の親睦を深め、異業種中小企業者等による新分野の開拓を促進し、中小企業の創意ある向上発展を図ることを目的に、緩やかな交流組織として、プラザ及び県内各地に地区プラザを設置できるものとする。
- 2 プラザ及び地区プラザ（以下「プラザ等」という。）は、会員の中から希望する者をもって構成する。
  - 3 この法人の会員は、一つのプラザ等への加入に努めるものとする。この場合、プラザと地区プラザとの重複加入は自由とする。
  - 4 プラザ等の目的、総意等を取りまとめ、この法人の会員5名以上をもって組織を設立するとき及び組織の廃止、統合等については、正副会長会の議を経て遅滞なく理事会の承認を得なければならない。
  - 5 プラザ等の代表は、プラザ等の運営に支障を来していると判断される場合、他のプラザ等との統合等に関して事業委員会に協議できるものとする。

(事業)

第2条 プラザ等は、次のいずれかの事業を行うものとする。

- (1) プラザ等参加者相互の交流及び情報交換
- (2) 資質向上のための研修・講演会等の開催
- (3) 先進企業・事業所又は先進地等の視察、見学
- (4) 新分野の調査研究又は情報の収集・提供
- (5) この法人が行う事業への協力
- (6) その他、前各号の目的達成のために必要な事業

(プラザ等の代表又は世話人)

- 第3条 プラザ等に、代表1名を置く。また、必要に応じ、世話人若干名を置くことができる。
- 2 プラザ等の代表又は世話人は、プラザ等会員の中から互選する。
  - 3 プラザ等の代表は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 4 プラザ等の世話人は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、前項の職務を代理する。
  - 5 プラザ等の代表及び世話人は、プラザ等の組織並びに事業の企画・運営の円滑化に努めるものとする。

(プラザ等の代表又は世話人の任期)

第4条 プラザ等の代表又は世話人の任期は、2年とし、欠けた場合の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

(プラザ等の開催)

第5条 プラザ等の開催については、代表が案内する。

- 2 プラザ等の代表は、情報発信に努めながら、事業が円滑に推進できるように配慮するものとする。
- 3 プラザ等は、少なくとも年2回以上開催するものとする。
- 4 プラザ等の会員は、必要があると認めるときは、何時でも代表に対し、プラザ等の開催を請求することができる。
- 5 プラザ等の開催実績については、開催後、遅滞なく事務局を通じて理事会へ報告するものとする。

(要綱の改正)

第6条 この要綱を改正するときは、理事会の議を経て行う。

付則

この要綱は、平成16年12月14日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年7月14日から施行する。